

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 用語の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送るための通信設備をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声を送るための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条及び第9条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この変更は、電波の型式及び空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。

A-3 アマチュア無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う検査を受け、その検査の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条、第23条、第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A 、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 廃止したときは	10日以内	空中線
2 廃止するときは	10日以内	送信装置
3 廃止したときは	1箇月以内	送信装置
4 廃止するときは	1箇月以内	空中線

A-5 次の記述は、空中線の指向特性及び用語の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）及び無線設備規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) A の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
 - (4) B よりの輻射
- ② 「 A の主輻射の角度の幅」とは、その方向における輻射電力と最大輻射の方向における輻射電力との差が C であるすべての方向を含む全角度をいい、度でこれを示す。

	A	B	C
1	垂直面	給電線	最小3デシベル
2	水平面	給電線	最大3デシベル
3	垂直面	カウンターポイズ	最大3デシベル
4	水平面	カウンターポイズ	最小3デシベル

A-6 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が A あらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に B 維持するものであること。

A	B
1 当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路により	かかわらず発振周波数を一定に
2 シンセサイザ方式の発振回路により	かかわらず発振周波数を一定に
3 当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路により	応じてその温度変化の許容値を正確に
4 シンセサイザ方式の発振回路により	応じてその温度変化の許容値を正確に

A-7 擬似空中線回路の使用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電波を発射しようとするときは、なるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作するかどうかを確かめなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、電波法第3章（無線設備）の技術基準に適合する擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-8 次の表の記述は、電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
R3E	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 振幅変調であって低減搬送波による単側波帯</p> <p>2 振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯</p> <p>3 振幅変調であって低減搬送波による単側波帯</p> <p>4 振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯</p> | <p>B</p> <p>アナログ信号である
単一チャンネルのもの</p> <p>デジタル信号である
2以上のチャンネルのもの</p> <p>デジタル信号である
2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である
単一チャンネルのもの</p> | <p>C</p> <p>電話（音響の放送を含む。）</p> <p>電話（音響の放送を含む。）</p> <p>電信であって聴覚受信を目的とするもの</p> <p>電信であって聴覚受信を目的とするもの</p> |
|---|---|---|

A-9 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) 以下の無線局の無線設備
- (2) の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度</p> <p>2 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度</p> <p>3 電界強度及び磁界強度</p> <p>4 電界強度及び磁界強度</p> | <p>B</p> <p>搬送波電力が50ミリワット</p> <p>平均電力が20ミリワット</p> <p>平均電力が20ミリワット</p> <p>搬送波電力が50ミリワット</p> | <p>C</p> <p>移動業務の無線局</p> <p>移動する無線局</p> <p>移動業務の無線局</p> <p>移動する無線局</p> |
|---|---|---|

A-10 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、 なければならない。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 なければならない。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 暗語による</p> <p>2 暗語による</p> <p>3 必要のない</p> <p>4 必要のない</p> | <p>B</p> <p>なるべく略符号又は略語を使用し</p> <p>できる限り簡潔で</p> <p>できる限り簡潔で</p> <p>なるべく略符号又は略語を使用し</p> | <p>C</p> <p>直ちに訂正し</p> <p>通報の終了後「HH」又は「訂正」を前置して、訂正し</p> <p>直ちに訂正し</p> <p>通報の終了後「HH」又は「訂正」を前置して、訂正し</p> |
|---|---|---|

A-16 次の記述は、モールス無線通信における通報の送信の終了及び通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条、第36条及び第38条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1)
 (2)

② 通信が終了したときは、「」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

	A		B		C
1	— ·	· ·	· — · ·	· — ·	· — · · ·
2	· — — ·	· · ·	·	· — ·	· · · — · —
3	· — — ·	· · ·	·	— · —	· — · · ·
4	— ·	· ·	· — · ·	— · —	· · · — · —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が講じる措置に関する記述として、電波法（第71条の5）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、無線局の運用の停止を命じなければならない。
- 2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、期間を定めて周波数又は空中線電力を制限することができる。
- 3 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更しなければならない。

A-18 次の記述は、虚偽の通信を発した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第106条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、 に処する。

A	B
1 自己若しくは他人に利益を与え	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
2 自己若しくは他人に利益を与え	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
3 自己の利益を得る	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
4 自己の利益を得る	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金

A-19 無線従事者が免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない場合に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったときは、1箇月以内にその免許証を返納しなければならない。
- 2 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、10日以内にその免許証を返納しなければならない。
- 3 日本の国籍を有しない人となったときは、3箇月以内にその免許証を返納しなければならない。
- 4 無線従事者の資格の区分において、下位の資格を有する無線従事者が上位の資格を取得したことにより、当該下位の資格の免許証を必要としなくなったときは、遅滞なくその免許証を返納しなければならない。

A-20 アマチュア無線局の検査に関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を無線局に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。以下2、3及び4において同じ。）を検査させることができる。
- 2 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- 3 総務大臣は、電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の電波の発射の停止を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- 4 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

A-21 用語及び定義に関する次の記述のうち、無線通信規則（第1条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「アマチュア業務」とは、アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。
- 2 「宇宙局」とは、地球の大気圏の主要部分の外にあり、又はその外に出ることを目的とし、若しくはその外にあった物体上にある局をいう。
- 3 「無線通信業務」とは、特定の目的の電気通信のための電波の送信、発射又は受信による業務で、無線通信規則第1条第3節（無線業務）で定義するもの。無線通信規則では、無線通信業務には、特に示さない限り、地上無線通信業務及び宇宙無線通信業務を含む。
- 4 「アマチュア衛星業務」とは、アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

A-22 伝送に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定により、すべての局に禁止されている伝送に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送
- 2 長時間の伝送
- 3 不要な伝送
- 4 過剰な信号の伝送

A-23 無線局からの混信を避けるための措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、宇宙局は、無線通信規則に基づいて電波の発射の停止を要求されるときは、遠隔指令によりその発射を直ちに停止することができる装置を備え付けなければならない。
- 2 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 3 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 4 局が無線通信規則第3条（局の技術特性）の規定に適合していても、そのスプリアス発射によって有害な混信を生じさせる場合には、その混信を除去するため、特別な措置を執らなければならない。

A-24 アマチュア業務及びアマチュア衛星業務に関する次の記述のうち、無線通信規則（第25条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、無線通信規則第1条（用語及び定義）に規定されているアマチュア業務の目的及び私的事項に付随する通信に限らねばならない。
- 2 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号を含め、意味を隠すために暗号化されたものであってはならない。
- 3 アマチュア衛星業務の宇宙局を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局からの放射に起因する有害な混信を直ちに除外することができることを確保するため、打ち上げ前に十分な地球指令局を設置するよう措置する。
- 4 アマチュア局の最大電力は、関係主管庁が定める。

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) ア 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が イ 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が エ 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより オ ないように運用することができるもので、かつ、 ウ のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

- 1 小規模な
- 2 発射する電波が著しく微弱な
- 3 1ワット
- 4 適合表示無線設備
- 5 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
- 6 0.5ワット
- 7 他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与え
- 8 放送の受信に支障を与え、又は支障を与えるおそれが
- 9 10ワット
- 10 0.01ワット

B-2 次の記述は、高压電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

高压電気（高周波若しくは交流の電圧 ア 又は直流の電圧 イ を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、 ウ 、絶縁しゃへい体又は エ しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、 オ のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

- 1 600ボルト
- 2 300ボルト
- 3 外部より容易に触れることができないように
- 4 350ボルト
- 5 750ボルト
- 6 接地された金属
- 7 調整盤又は外箱から露出することがないように
- 8 取扱者
- 9 金属
- 10 無線従事者

B-3 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア INDUS	.. - . -
イ DONAU	- . . - - - - - . . - . . -
ウ GANGES	- - . . - - . - -
エ LAPLATA	. - - . - . - . - . -
オ CHAOPHRAYA	- . - - - - - . - - - . - - . - - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-4 次の記述は、モールス無線電信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の ア によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に イ 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 ウ を超えてはならない。

- (1) EX 3回
- (2) DE 1回
- (3) 自局の呼出符号 エ

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 オ を確かめなければならない。

③ ①の後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあっては、必要があるときは、 ウ を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- 1 周波数
- 2 周波数及びその他必要と認める周波数
- 3 3分間
- 4 1分間
- 5 10秒間
- 6 他の無線局から停止の要求がないかどうか
- 7 1回
- 8 3回
- 9 20秒間
- 10 他の無線局の通信に混信を与えていないかどうか

B-5 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条、第258条、第259条及び第260条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、その ア 、 イ から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が ウ に支障を与え、若しくは与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ③ アマチュア局の送信する通報は、 エ であってはならない。
- ④ アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、 オ 以外の者であってはならない。

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1 発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も | 2 その局に指定された周波数帯 |
| 3 その局が動作することを許された周波数帯 | 4 発射する電波の特性周波数は |
| 5 公共業務用無線局の運用又は電波天文業務の用に供する受信設備の機能 | 6 他の無線局の運用又は放送の受信 |
| 7 長時間継続するもの | 8 他人の依頼によるもの |
| 9 免許人（免許人が社団である場合は、その構成員） | 10 別に告示する者 |

B-6 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、3月以内の期間を定めて ア の停止を命じ、又は期間を定めて イ を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - (3) ウ に従わないとき。
 - (4) 免許人が エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | | | |
|----------|-----------------------|-----------------------|-------|
| 1 無線局の運用 | 2 電波の発射 | 3 電波の型式及び周波数 | 4 電波法 |
| 5 刑法 | 6 2年 | 7 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 | |
| 8 3年 | 9 電波法第71条（周波数等の変更）の命令 | 10 ①の規定による命令又は制限 | |